

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

仙北市

償却資産の申告期限は令和8年2月2日（月）です。

- ◆1月1日現在で償却資産（2ページ参照）を所有している方は、申告義務があります。
- ◆提出先は、仙北市税務課または各市民センター、各出張所です（6ページ参照）。
- ◆インターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）を利用した電子申告が可能です。
eLTAXの利用方法や申告書の作成に係る操作方法等は、eLTAXホームページをご参照ください。

◆◆◆ 申告の際のお願い ◆◆◆

- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
 - ☆ 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
 - ☆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、異動なしの旨を記入していただき「償却資産申告書」または、「償却資産課税台帳兼評価調書」をご提出ください。
- ※免税点未満の方で前年から異動がない場合は、提出不要です。**

【目次】

I 償却資産とは	2～4 ページ
II 償却資産の申告について	5～9 ページ
III 申告書類の作成方法	10～11 ページ
IV 償却資産の評価額の計算方法	12～13 ページ

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

I 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
1	構築物 (建物附属設備を含む)	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等（花壇など）、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
		建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
2	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」）、駐車場機械装置等
3	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「q」「90～99及び900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。 ※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
6	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

2 申告する資産とは

令和8年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日の間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産
 （ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。）

償却方法	取得価格	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入 (必要経費)	申告対象外				
② 3年一括償却		申告対象外			
③ リース資産		申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例			申告対象		
⑤ 個別減価償却				申告対象	

○一時損金算入は法人税法上の取り扱いであり、所得税法上は、必要経費として算入する取り扱いとなります。平成10年度の税制改正により、個人の方の場合は、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、申告の対象とはなりません。

○平成18年4月1日～令和8年3月31日までに取得した資産のうち、国税では「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税はその特例が適用されませんので申告の対象となります。

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。（ ）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産
共通	タイムレコーダー（5）、事務机（15）、事務椅子（15）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、金庫（20）、レジスター（5）、コピー機（5）、ルームエアコン（6）、パーソナルコンピュータ（4）、サーバー（5）、LAN配線（10）、看板（10）、受変電設備（15）、舗装路面（10又は15）、その他
飲食業	食卓（5）、椅子（5）、厨房用品（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）、その他
理容店・美容店	理・美容椅子（5）、消毒殺菌器（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5）、サインポール（3）、湯沸かし器（6）、その他
クリーニング業	洗濯設備（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）、その他
小売業・精肉鮮魚販売業	冷凍機（9）、肉切断機（9）、挽肉機（9）、電子秤（5）、冷蔵ストッカー（4）、陳列ケース（6又は8）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）、その他
加工・修理業	旋盤（10）、ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10又は15）、圧縮機（10又は15）、測定工具（5）、検査工具（5）、工業用水道（15）、その他
医業・歯科医業	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術機器（5）、歯科診療ユニット（7）、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分（10）、金属造の塀（10）、コンクリート造の塀（15）、緑化施設（植木等）（20）、太陽光発電設備（17）、その他
農業	果樹棚（14）、ビニールハウス（14）、自走式除雪機（10）、農機具（脱穀機、粉すり機、乾燥機、農業用ドローン等）（7）、その他
ホテル・旅館	放送設備（6）、洗濯機（6）、ベッド（8）、テレビ（5）、冷蔵庫（6）、手提げ金庫（5）、その他金庫（20）、コンクリート駐車場（15）、庭園（20）、非常用発電機（15）、その他
建設業	ブルドーザー（5）、パワーショベル（5）、発電機（5）、測定工具（5）、その他

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、**1月1日現在に償却資産（詳しくは2~4ページを参照してください。）を所有している方**です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください（12ページを参照してください。）。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際ににおける取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

○免税点以上の方

(1) 必ず提出していただくもの

「償却資産申告書」または「償却資産課税台帳兼評価調書」

※前年度から変更がない場合でも提出が必要です。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

非課税資産を所有されている場合 事実を証明する書類

課税標準の特例がある資産を所有されている場合 .. 事実を証明する書類

短縮耐用年数を適用された場合 国税局長の承認通知書（写）

増加償却をされた場合 税務署長への届出書（写）

減免該当資産を所有されている場合 減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

○免税点未満の方

(1) 前年度から異動がない場合 **提出の必要はありません。**

(2) 前年度から異動がある場合

「償却資産課税台帳兼評価調書」

資産増の場合.....空白部に当該資産を記入し提出

資産減の場合.....当該資産に取り消し線を引き提出

※詳細な申告方法についてはP10「III 申告書類の作成方法」をご参照ください

4 企業の電算処理により申告をされる場合

（仙北市では全資産申告となります。）

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在仙北市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書は、「申告書・明細書の書き方」を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	<p>1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、本市の申告書（償却資産課税台帳兼評価調書）を添付するか又は申告書・明細書の書き方を参考に必要な事項を記載してください。</p> <p>2 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>1 次の項目は必ず記載してください。 →資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・価額・特例率（該当有の場合）・増加事由（1～4）</p> <p>2 評価額は12、13ページを参照のうえ算出してください。</p> <p>3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。</p> <p>4 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。</p> <p>5 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。</p>

5 提出期限

令和8年2月2日（月）です。

◎窓口は混雑しますので、郵送又はeLTAXによる提出をご利用ください。

6 提出先

	住 所	窓口※ 受付	郵送 受付
仙北市田沢湖庁舎 税務課	〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30	○	○
仙北市角館庁舎 角館市民センター	〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢 81-8	○	
仙北市西木庁舎 西木市民センター	〒014-0592 秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田 47	○	
仙北市田沢出張所	〒014-1204 秋田県仙北市田沢湖田沢字大山 7	○	
仙北市神代出張所	〒014-1114 秋田県仙北市田沢湖神代字野中清水 292-1	○	
仙北市上桧木内 出張所	〒014-0601 秋田県仙北市西木町上桧木内字大森 37	○	
仙北市桧木内 出張所	〒014-0602 秋田県仙北市西木町桧木内字松葉 290-1	○	

※1 ◎各窓口受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

7 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により過料又は罰金等が科せられることがあります。また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかった場合には、現年度だけでなく最大5年度分まで遡及して課税することもありますので、ご注意ください。

8 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることもあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

9 国税資料等の閲覧について

仙北市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、仙北市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

10 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください。）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2) 貸借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び仙北市税条例第52条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消防設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスポンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎

その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機	◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○		◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎	◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎	◎

III 申告書類の作成方法

1 作成の単位

- 市内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。
- 以下は紙による申告書類の記載方法です。

2 作成していただく書類

免税点以上の方と未満の方で申告方法が異なります。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

○免税点以上の方

書類名	注意事項	
償却資産申告書	資産に増減がない場合、償却資産申告書の「18 備考」欄に「異動なし」と記入いただくか、同封の評価調書空白部に「異動なし」とご記入ください。	
種類別明細書	前年度中に資産が増加した場合	増加資産・全資産用の種類別明細書にご記入ください（緑枠の用紙）
	前年度中に資産が減少した場合	減少資産・全資産用の種類別明細書にご記入ください（赤枠の用紙）

○免税点未満の方※資産に異動がない場合は提出不要です。

書類名	注意事項	
償却資産課税台帳兼評価調書	前年度中に資産が増加した場合	空白部に増加した資産名、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数を記入してください。※はまらない場合は裏面でも可
	前年度中に資産が減少した場合	減少した資産に取り消し線を引いてください。

※お送りした申告書は感圧複写式（ノーカーボン）となっており、二枚目は控え用です。

3 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するためには直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

また、固定資産税の評価上、事業専用割合等による取得価額のあん分は認められていませんので、その資産の取得価額で申告してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、3ページ表にて御確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数 …… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。
基本的に、この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数 … 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数 …… 法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、「申告書・明細書の書き方」を参考に申告してください。

IV 債却資産の評価額の計算方法

I 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率=評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率=評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

区分	減価残存率		区分	減価残存率		区分	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
耐用年数	$1-r/2$	$1-r$	耐用年数	$1-r/2$	$1-r$	耐用年数	$1-r/2$	$1-r$
1年			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.95	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.95
6年	0.84	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.86	0.72	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.75	28年	0.96	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.98	0.96
17年	0.936	0.873	37年	0.97	0.94	57年	0.98	0.96
18年	0.94	0.88	38年	0.97	0.941	58年	0.98	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

[例えば] 取得価額 250,000 円、取得時期令和 7 年 5 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率 …… 0.781)

(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率 …… 0.562)

令和 8 年度 = 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

令和 9 年度 = 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

令和 10 年度 = 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和 11 年度 = 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

令和 12 年度 = 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

令和 13 年度 = 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※令和 13 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 か月までの間、審査の申出をることができます。

3 税額の計算方法

$$\text{税額} = \frac{\text{課税標準額}}{\text{免税点}} \times \text{税率}$$

※

税額 (100 円未満切り捨て)	=	課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)
---------------------	---	--------------------------	---	----------------

※課税標準額とは一つの市内に所在する資産の価格の合計です (1,000 円未満切り捨て)。

免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

[例えば]

A 市と B 市に資産をお持ちの C 社の場合

A 市所在の資産の合計の課税標準額が 1,457,000 円 → 課税されません。

B 市所在の資産の合計の課税標準額が 1,689,000 円 → 課税されます。